

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2019年7月26日

東京都作業部会確認 2019年8月7日

(契約変更に伴う再確認 2020年6月19日)

(契約変更に伴う再確認 2020年11月11日)

事業名

案件名 選手村 NOC/NPC サービスセンターその他仮設整備業務

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント（組織委負担のオーバーレイ）を除き都の負担 (令和 2 年 6 月 11 日契約変更に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 宿泊棟等の既に工事が完了している施設における仮囲いの設置及び点検業務等の維持管理に係る経費は、オペレーション等に係るものとする。 (令和 2 年 11 月 6 日契約変更に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている 整備にあたり、組織委員会が施設状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC 及び IPC 等の要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 (令和 2 年 6 月 11 日契約変更に伴う追記) 宿泊棟・商業棟の敷地を囲っている現状のプラスチックフェンスは強風により転倒・破損が頻発しセキュリティ機能として課題があるため、今後の台風シーズンに備え、かつ約 1 年間延長した警戒態勢の強化を図る目的から、強固な仮囲いを早急に設置する必要がある。また、工事一時中止期間中における既設置物の日常点検・報告や延期に伴い生じる関係官庁との工程再調 	

	<p>整等のための協議図面作成・提出等の現場維持業務が必要となる。共に、既契約の整備・維持管理業務に準じた内容であり、本事業で実施することで、コスト面や工期などで効率的かつ効果的に執行が可能となる。</p> <p>(令和2年11月6日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会延期に伴い、原契約における資機材のリース期間延長等を行う。 	
<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約 大会運営要件で求められている選手村運営施設の整備 ・NOC/NPC サービスセンター、NOC/NPC 駐車場及びセキュリティフェンス等の施設 <p>(令和2年6月11日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間施設を使用しない中、地元要望の安全管理対策、道路閉鎖管理を継続するための警視庁及び道路管理者からの指示、また、第三者の侵入防止、警備巡回や建物管理の簡素化、不審火対策のため、敷地を仮囲いで閉鎖する必要がある。 ・日常点検・報告の対象工作物は晴海客船ターミナル内や臨港消防署敷地内等の都有施設に残置しているため、施設所有者から定期的な点検・報告を求められており、かつ、工事再開に向けた約半年間における対象工作物の安全性を日常的に確保する必要がある。また、延期に伴い生じる関係官庁との工程再調整等のための協議図面作成・提出等の現場維持業務が必要となる。 <p>(令和2年11月6日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務で設置したフェンスや敷鉄板等は選手村の運営機能を確保する上で必要である。 	

	効 率 性	<ul style="list-style-type: none"> ・各 FA との協議結果に基づき、既存施設を運営諸室として活用 ・東京都積算基準・単価により積算 (令和2年6月11日契約変更に伴う追記) ・本事業で行うことにより、速やかに仮囲いが設置できるため効率的である。 ・日常点検・報告の対象工作物や関係官庁との協議内容を熟知している受注者が業務を行うことで、効率的な業務体制となる。 ・延期に伴い生じる関係機関との協議に関する業務は、出来高払いとし、必要最低限の実施とする。 (令和2年11月6日契約変更に伴う追記) ・設置済みのリース品を解体撤去・再設置することは、時間及びコストの観点からも非効率的であり、リースの期間延長と購入とを比較し安価の方を選定する。 	
	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・V3 予算内に収まる ・東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える (令和2年6月11日契約変更に伴う追記) ・現場を熟知した受注者が仮囲いを設置することで、早期に不備なく設置ができ、経費削減も可能となる。 ・日常点検・報告業務と延期に伴い生じる関係官庁との再協議を、必要最低限の人工で効率的に実施することにより経費削減となる。 (令和2年11月6日契約変更に伴う追記) ・既契約の単価と比較しても妥当な価格であると考える。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考え ・V3 予算内 (令和2年6月11日契約変更に伴う追記) ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 また、延期に伴う追加経費については、現時点 	

	<p>においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊棟等の既に工事が完了している施設における仮囲いの設置及び点検業務等の維持管理に係る経費は、オペレーション等に係るものとする。 <p>(令和2年11月6日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	
--	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。